

【54】私学助成の充実(拡充)

平成20年度概算要求額:471,625百万円

(平成19年度予算額:454,683百万円)

事業開始年度:昭和45年度

事業達成年度:毎年度

主管課

高等教育局私学部私学助成課 (課長:芦立 訓)

関係課

初等中等教育局幼児教育課 (課長:田河 慶太)、同参事官 (参事官:安藤 慶明)

スポーツ・青少年局企画・体育課 (課長:鬼澤 佳弘)

生涯学習推進局生涯学習推進課 (課長:上月 正博)

事業の概要

私立学校振興助成法の趣旨に沿って、教育条件の維持向上、修学上の経済的負担の軽減及び経営の健全性の向上に資するため、経常費補助及び施設・設備整備への補助を行っている。19年度予算においては、これまでの私立大学等経常費に対する補助内容を大幅に見直し、定員割れ大学等に対する助成の見直し、経営改善努力に対する支援、教育研究活動への積極的な取組に対する支援などを行うことにより、私立大学等における教育研究活動の活性化を推進する。

私立大学については、私立大学経常費補助金等の基盤的経費を確保することにより、(1)教職員の資質向上支援、(2)医学部定員増への対応、(3)9月入学の促進への対応を推進する。

[参考:具体的な事業内容]

私立大学等経常費補助

私立の大学、短大、高等専門学校における教育及び研究に係る経常的経費に対する補助。

私立高等学校等経常費助成費等補助

都道府県が行う私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、幼稚園及び特別支援学校の経常費助成に対し、その経費の一部を国が補助。

私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助等

私立大学等における教育研究装置、施設整備等に対する補助。

私立高等学校等施設高機能化整備費補助等

私立高等学校等における施設整備等に対する補助。

必要性

私立学校は、公立学校とともに公教育の一翼を担う重要な存在であり、建学の精神に基づく特色ある教育を展開するとともに、大学生の約8割、高校生の約3割、幼稚園児の約8割が私立学校に在学するなど、我が国の学校教育の発展に、質・量両面において大きく貢献してきた。教育基本法の改正に際しても、私学の果たしてきた役割の重要性に鑑みて、第8条に私立学校に関する規定が設けられ、国や地方公共団体が、私学の自主性を尊重しつつ、その振興に努めるべき責務が規定されたところである。私立学校の教育研究活動を財政的に支援する私学助成は、引き続き実施していく必要性が極めて高い。

(本事業に関係する審議会からの提言等)

・「経済財政改革の基本方針2007」(H19.6.19 閣議決定)

基盤的経費の確実な措置

・「社会総がかりで教育再生を・第二次報告～公教育再生に向けた更なる一歩と「教育新時代」のための基盤の再構築～」(H19.6.1)

基盤的経費については、確実に措置する。

効率性

事業の波及効果が認められ、効率性の観点から妥当である。

(事業アウトプット)

本事業の実施により、私立学校における教育研究条件の維持向上、私立学校に在学する学生・生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減、私立学校の経営の健全性が高まること、といった効果が見込まれる。

(事業アウトカム)

私学助成を確実に措置することにより、教育の機会均等の確保や特色ある教育研究の展開に大きく貢献することが期待される。

有効性

(施策目標)

施策目標3 - 4 特色ある教育研究を展開する私立学校の振興

本事業は、学校法人自身の努力や税制など他の施策と併せて効果を発揮する性質のものであるが、経常費補助及び施設・設備整備への補助を行うことにより、教育研究経費に投入される資金の増加、教員一人あたりの学生数の減少、初年度生徒等納付金の伸び率の縮小といった効果が得られる見込みがあり、この数年においてもその傾向が続いている。本事業を継続することにより、私立学校の振興に向け、私立学校における教育研究条件の維持向上、私立学校に在学する学生・生徒等に係る修学上の経済的負担の軽減、私立学校の経営の健全性を高めることといった目指す効果が達成できると判断した。

公平性、優先性

補助金額の決定に当たっては、学生数や教員数等の客観的データを基礎として配分基準等を基に交付額を算定するとともに、外部委員による選定委員会等において審査を行うなどにより、補助金額を決定していることから公平性は担保できると判断する。

18年度実績評価結果との関係

3 - 4 - 1「今後の課題及び政策への反映方針」において「想定どおり達成されていない判断基準については、主として厳しい財政事情に起因するものと考えられるが、予算措置の効果的な配分などについて引き続き努力する必要がある。予算措置の額のみを判断基準とせず、私立学校の教育研究条件の維持向上及び修学上の経済的負担の軽減といった観点から達成目標及び判断基準の見直しを検討する。特色ある教育研究を展開する私立学校の振興を図るため、今後も引き続き事業を実施する。」と記載されている。

広報計画

文部科学省HPや日本私立学校振興共済事業団HPにおいて補助金交付要綱や交付額実績一覧等を公表しており今後も引き続き実施する。また、それ以外では、地域ブロック別の補助金説明会(私立大学対象)を開催し、補助金の内容について学校法人に対して周知している。

備考

以下「評価に用いた数値、データ等」

私学助成予算額

・ 私立大学等経常費補助

年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
額(億円)	3,217.5	3,262.5	3,292.5	3,312.5	3,280.5
対前年度額	20億円	45億円	30億円	20億円	32億円
対前年度比	0.6%	1.4%	0.9%	0.6%	1.0%

・ 私立高等学校等経常費助成費等補助

年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
額(億円)	1,001.5	1,028.5	1,033.5	1,038.5	1,038.5
対前年度額	24億円	27億円	5億円	5億円	±0億円
対前年度比	2.5%	2.7%	0.5%	0.5%	±0%

・ 私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助

年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
額(億円)	185.3	167.8	143.5	114.3	106.3

・私立高等学校等施設高機能化整備費補助

年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
額(億円)	20.1	19.5	18.8	20.8	20.8

・私立幼稚園施設整備費補助

年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
額(億円)	13.3	12.9	12.5	11.5	11.2

・私立高等学校産業教育施設整備費補助

年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
額(億円)	5.1	4.9	4.8	4.4	3.4

・私立学校体育等諸施設整備費補助

年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
額(億円)	1.3	1.3	1.2	1.1	1.1

・私立大学等研究設備等整備費補助

年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
額(億円)	50.2	57.9	60.7	64.8	62.3

・私立高等学校等 IT 教育設備整備推進事業

年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
額(億円)	10.8	13.8	15.0	13.0	11.0

教育研究経費額(億円)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
大学	8,178.1	8,665.2	9,030.3	9,461.1	9,862.5
短期大学	969.2	933.8	870.6	827.4	794.3
高等学校	2,292.6	2,334.3	2,373.3	2,429.8	2,467.3
中学校	557.5	586.6	488.2	509.2	536.1
小学校	150.2	160.4	144.4	153.2	160.4
幼稚園	1,914.5	1,962.1	2,017.9	2,067.2	集計中

「今日の私学財政」より

教育研究経費構成比率(%)

	平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
大学	27.5	29.0	29.7	30.8	31.3
短期大学	26.6	27.6	27.4	26.3	27.8
高等学校	21.0	21.8	22.6	23.6	24.1
中学校	24.6	25.9	21.2	21.7	21.8
小学校	25.3	25.2	23.2	23.9	24.6
幼稚園	29.8	30.0	30.4	30.7	集計中

各学校の消費支出に対する構成割合

「今日の私学財政」より

専任教員一人当たり学生等数(人)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
大学	24.6	24.3	23.4	22.8	22.1
短期大学	19.8	19.7	19.1	19.1	18.4
高等学校	18.8	18.5	18.3	17.8	17.4
中学校	18.7	18.5	18.4	18.3	18.1
小学校	20.6	20.2	19.9	19.7	19.2
幼稚園	17.1	16.8	16.7	16.4	16.2

「学校基本調査」より計算

初年度生徒等納付金平均額推移(円)

	平成 14 年度 (100.6)	平成 15 年度 (100.3)	平成 16 年度 (100.3)	平成 17 年度 (100.0)	平成 18 年度 (100.3)
大学	1,291,769	1,293,049	1,302,194	1,305,956	1,308,320
高等学校	674,393	677,786	681,791	687,400	692,027
中学校	737,902	734,849	742,381	742,916	750,029
小学校	703,066	706,158	714,067	723,893	739,342
幼稚園	310,794	312,776	314,725	318,743	318,350

文科省「学納金調査結果」より

()内は消費者物価指数「総務省統計局HP」より

学生等一人当たり補助金額(円)

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
大学等	141,746	142,790	145,447	147,122	148,933
高等学校等	34,338	35,612	36,771	37,305	37,876

学生等数は「学校基本調査」より

一人当たり補助金額は経常費補助予算額÷学生等数(小数点第1位を切捨て)

大学等は、私立の大学・短期大学・高等専門学校

高等学校等は、私立の高等学校、中等教育学校、中学校、小学校、特殊教育諸学校、幼稚園

私学助成の概要

「私立学校」は、学校教育の発展に大きく貢献。「私立学校振興助成法」に基づき、経常費の一部を国が補助

- ・ 建学の精神に基づく個性豊かな教育研究活動を積極的に展開
- ・ 私立学校に在学する生徒・学生等の割合：幼稚園約80%、高等学校約30%、大学約75%
- ・ 私学助成の目的： 私学の教育研究条件の向上、生徒等の経済的負担の軽減、私学の経営の健全性の向上

経常費補助の割合

・ 私立学校振興助成法（議員立法により昭和50年7月に成立）の規定

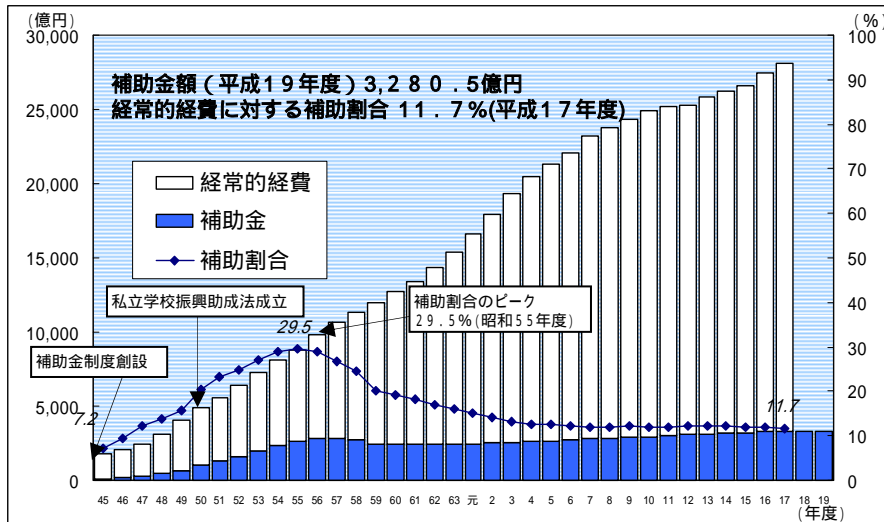
「国は、～中略～ 経常的経費について、『2分の1』以内を補助することができる。」

・ 同法附帯決議（50.7.1 参議院文教委員会）

私立大学に対する国の経常費補助の割合は「できるだけ速やかに『2分の1』とするよう努めること」

国の経常費補助の現状：私立大学約12%、私立高等学校等約5%

私立大学における経常的経費と補助金額の推移



私立高等学校等の経常的経費と補助金額の推移

